

令和1年12月17日

お客様各位

豊田信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」のテレビ報道に関するお知らせ

当金庫が令和1年10月1日より取扱いを開始しております「未利用口座管理手数料」に  
関しまして、テレビ朝日12月4日放送「大下容子ワイド!スクランブル」、12月9日放送  
「羽鳥慎一モーニングショー」の中で取上げられました。

内容としましては、株式会社三菱UFJ銀行が未使用口座に対し手数料の導入を検討し  
ていることを中心としつつ、地方銀行ではすでに一部の金融機関で導入が始まっていると  
いったことを紹介するものでした。その中で当金庫の取扱い状況が紹介されました。

報道後、お客様からは「私が昔から使っている口座も対象になりますか」「孫の口座は対  
象になりますか」といったご心配の声が寄せられておりますが、本手数料は下記の条件に  
全て合致した普通預金口座を対象に、事前に「ご案内」を郵送にて送付させて頂いた上で  
約3ヶ月経過後に引落しさせて頂く内容となっております。

つきましては、旧来からお取引頂いておりますお客様や、常日頃の入出金、口座振替等  
でお取引をされているお客様の普通預金口座は、本手数料の対象となることはありません  
のでご安心ください。

当金庫では、今後もお客様に満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めて  
参ります。何卒ご理解を賜われますようお願い申し上げます。

本手数料の詳細は次のとおりとなります。

以下 ~ 全てを満たす普通預金口座を対象と致します。

	2019年10月1日以降に開設された普通預金口座であること。
	最後のお預入または払戻し(該当普通預金のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手 料の引き落としは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無 い普通預金口座であること。
	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
	同一支店で、他にお預かり金融資産(定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等)のお 取引がないこと。
	お借入がないこと。
	普通預金口座の名義人が18歳以上であること。

【注】紛失などでご利用を停止されている普通預金口座、インターネット専用普通預金口座も対象となります。

ご不明な点は、お取引店までお問合せ下さい。

以 上